

消防計画作成(変更)届出書

◆制度の概要

管理権原者から選任された防火管理者及び防災管理者は、管理権原者の指示を受けて消防計画作成し、遅滞なくその旨を所轄の消防署長に届け出なければなりません。

また、管理権原者や防火管理者及び防災管理者の変更、建物の増改築など実情に変化が生じた場合は、その旨を所轄の消防署長に届け出なければなりません。

◆届出時期

消防計画作成または変更したときに、遅滞なく

◆届出場所

対象物を管轄する消防署

◆届出に必要なもの

(1) 消防計画作成(変更)届出書

[別記様式第1号の2(第3条関係)(第51条の8関係)]

(2) 届出書には、消防計画を添付してください。

(3) 防火管理業務を委託している場合は、委託状況が分かるものの写しを添付してください。

◆届出部数

2部 (1部は確認後、副本としてお返しします。)

◆根拠法令

消防法第8条、消防法施行令第3条の2、消防法施行規則第3条
消防法施行規則第51条の8

◆その他

ホームページに消防計画のひな形を掲載していますので、ご利用ください。